

第4回検討会の振り返り

1 板橋区公契約条例の素案について

(1) 素案の検討において修正された内容(修正した点)

① 第1条(目的)

・「確保」が連続しているため、違和感がある。他の文言にした方が読みやすくなるのではないか？

➡(略)労働者等の適正な労働環境を「整備」し、公契約に従事する人材を確保することで、公契約の適正な履行及び良好な品質を「実現」とともに、(略)

② 第3条(基本方針)第4項

・談合とダンピングは真逆のものであり、談合はそもそも他の法律で禁止されている。本条例の趣旨から考えると、ダンピングの防止がメインになるのではないか？

➡「ダンピング」その他の「不当行為」を排除すること。

(2) その他意見

① 第3条の区内の事業者の活用について、防災協定を結んでいる区内事業者は、いざという時、区に協力することとなるので、こういった点を総合評価における加点ポイントとしてもらいたい。

➡別途、総合評価方式制度の課題として検討させていただきます。

② チェックシートについて、賃金支払いの5原則が掲載されていないのであれば、「通貨」の表現はわかりやすいものを検討してほしい。

➡表現を修正いたします。

③ チェックシート点検方法について、世田谷区は一定数の事業者に対して、社労士に委託しており、法令違反にならないよう、指導している。ぜひ検討されたい。

➡世田谷区の手法について研究していきます。

④ 労働報酬下限額の設定に伴い、予定価格や最低制限価格を引き上げるといった話があったと思うが、この内容について公契約条例に盛り込まないのか。野田市の条例では総合評価一般競争入札等の措置や低入札価格調査制度の拡充等の措置という条文があるため、参考にされたい。

➡工事については設計労務単価を基に予算額を算出しているため、設計労務単価が上がれば予定価格も増えますが、条例制定による予定価格の増加は想定しておりません。一方で、委託契約については、これまでの調査から最低賃金付近で働いている方がかなりの数いらっしゃるため、労働報酬下限額を踏まえた積算により、当然発注価格(予算額)がその分上がってくると捉えております。適正な予算額を確保することは区の責務と考えます。

⑤ 原価が合わないものは、辞退されやすくなってきている。人材不足は進んでおり、まずは条例を制定していただいて、導入結果を確認した後、運用方法を判断しても良いのでは。特に委託契約については、内容の精査を進めないと、予算が増加しすぎてしまうため、内容

精査は必要である。

➡条例の効果検証と、運用方法の改善は、条例制定後の公契約審議会等において継続的に実施する予定です。

- ⑥ ダumping等の不当行為の排除には、最低制限価格制度の導入が最も効果的であると考ええる。ぜひ条例制定とセットで進めてほしい。

➡これまでの議論において、条例に反映された部分と、その他の契約制度についての意見がありました。最終報告として、条例案の他に契約制度に対する要望という形でまとめる予定です。

2 パブリックコメント(板橋区公契約条例案の概要)について

(1) 公表について

- ① パブリックコメントの公表はどのような形で行われるのか

➡区のホームページに掲出させていただき、6月27日(土)の広報いたばしで、「板橋区公契約条例案の概要にご意見をお寄せください」という形で公表予定。

(資料を閲覧できる場所は、区役所の7階の契約管財課窓口、区政資料室、各地域センター、区立図書館、区ホームページとなっており、意見の出し方は、郵送、FAX、Eメール、区ホームページ上のLoGoフォームのいずれかの方法による。)

- ② 中身はいいと思うが、この公契約条例の導入経緯について、図解的なものがないと別の意図で捉えられてしまうのではないかな？

➡以下のとおり、概要図を作成し、補足資料を区HPに掲載しました。

板橋区公契約条例(案)の概要図



このような状況を防ぐため 国や各自治体で法整備を進めている

